

香川県スポーツ施設管理運営規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第9号

香川県スポーツ施設管理運営規則等の一部を改正する規則

(香川県スポーツ施設管理運営規則の一部改正)

第1条 香川県スポーツ施設管理運営規則(昭和39年香川県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(施設の利用) 第10条 略 2 略</p> <p>(1)・(2) 略 <u>(3) スポーツ施設の利用により暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められるとき。</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、スポーツ施設の管理上支障があると認められるとき。</u> 3～8 略</p>	<p>(施設の利用) 第10条 略 2 スポーツ施設の長は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。 (1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、スポーツ施設の管理上支障があると認められるとき。</u> 3～8 略</p>

(香川県立屋島少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 香川県立屋島少年自然の家の管理運営に関する規則(昭和46年香川県教育委員会規則第7号)を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の許可) 第8条 略 2 略</p> <p>(1)・(2) 略 <u>(3) 少年自然の家の利用により暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利用す</u></p>	<p>(利用の許可) 第8条 略 2 所長は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。 (1)・(2) 略</p>

<p><u>るおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、少年自然の家の管理上支障があると認められるとき。</u></p> <p>3～5 略</p>	<p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、少年自然の家の管理上支障があると認められるとき。</u></p> <p>3～5 略</p>
---	--

(香川県立ミュージアム規則の一部改正)

第3条 香川県立ミュージアム規則(平成11年香川県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) ミュージアムの利用により暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、ミュージアムの管理上支障があると認められるとき。</u></p> <p>4 略</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育委員会は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、ミュージアムの管理上支障があると認められるとき。</u></p> <p>4 略</p>

(事務委任施設管理運営規則の一部改正)

第4条 事務委任施設管理運営規則(平成16年香川県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(運動施設の利用)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 運動施設の利用により暴力団員による不当な行為の防止等に関する</u></p>	<p>(運動施設の利用)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 公園の長は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、運動施設の管理上支障があると認められるとき。

3～6 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、運動施設の管理上支障があると認められるとき。

3～6 略

(香川県立五色台少年自然センター規則)

第5条 香川県立五色台少年自然センター規則（平成19年香川県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の許可) 第8条 略 2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 少年自然センターの利用により暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、少年自然センターの管理上支障があると認められるとき。</u></p> <p>3～5 略</p>	<p>(利用の許可) 第8条 略 2 所長は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、少年自然センターの管理上支障があると認められるとき。</u></p> <p>3～5 略</p>

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。